

訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇 . . . .

原 告

〇〇〇〇〇〇株式会社

同代表者代表取締役

○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇 . . . .

〇〇法律事務所(送達場所)

電 話 03(〇〇〇〇)〇〇〇〇

F A X 03(〇〇〇〇)〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁護士

○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 . . . .

被 告

株式会社〇〇〇〇〇〇

同代表者代表取締役

○ ○ ○ ○

不正競争行為差止等請求事件

訴訟物の価格 〇〇〇〇万〇〇〇〇円

ちょう用印紙額 〇〇万〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、文房具、筆記具の販売の施設又は活動に、別紙被告商品等表示目録記載の表示を使用してはならない。
- 2 被告は、別紙被告商品等表示目録記載の表示を付した手帳、ノート販売してはならない。
- 3 被告は、看板、パンフレットその他の広告物から、別紙被告商品等表示目録記載の表示を抹消せよ。
- 4 被告は、別紙被告商品等表示目録記載の表示を付した手帳、ノートを廃棄せよ。
- 5 被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日設立された文房具、筆記用具を全国で販売すること等を主たる業務とする株式会社である(甲1)。
- (2) 被告は、平成〇〇年〇〇月〇〇日設立された事務用品を主に関西地方において販売すること等を主たる業務とする株式会社である(甲2)。

### 2 原告表示の商品等表示性

原告は、別紙原告商品等表示目録記載の表示(以下「原告表示」という。)を、原告の文房具、筆記具の販売の施設又はその販売、販売広告その他の営業活動に使用し、さらに、原告が販売する手帳、ノート(以下「原告商品」という。)に付して使用している(甲3ないし12)。

したがって、原告表示は、原告の営業表示であり、また商品表示である。

### 3 原告表示の周知性

原告表示は、次のとおり、遅くとも被告が設立されて業務を開始した平成〇〇年〇〇月までには、全国の消費者の間で原告の営業又は商品を表示するものとして、周知であった。

(1) 原告の売上高及び市場占有率

原告の販売する手帳、ノートその他の文房具、筆記具の売上高は、昭和〇〇年から平成〇〇年までの間、別紙売上高一覧表記載のとおりであり、その市場占有率も、別紙市場占有率一覧表記載のとおりである(甲13ないし22)。

(2) 宣伝広告

原告は、設立当初から、原告商品の販売その他の営業活動に、原告表示を使用しており、テレビコマーシャル、新聞・雑誌の広告等において、原告表示を用いた宣伝広告活動を展開し、原告表示が周知となるべく努力してきた。すなわち、原告は、昭和〇〇年ころから、関西地方においてテレビコマーシャルを順次継続して放送しており、昭和〇〇年ころからは、一般家庭において広く視聴される全国番組の提供を行い、全国でテレビコマーシャルを原告表示とともに放送している(甲23ないし32)。

また、平成〇〇年ころからは、プロ野球が開催される野球場やプロサッカーが開催されるサッカー場等に原告表示を記載した看板を掲示し、原告表示を全国の需要者に強く印象づけるなどしている(甲33ないし42)。

さらに、昭和〇〇年以降現在に至るまで、原告表示を使用した新聞、雑誌への広告の掲載回数は、別紙一覧表記載のとおり、少なくとも合計〇〇回に上る(甲43ないし62)。

このような宣伝広告活動は、現在に至るまで行われている。

(3) 原告に関する報道

環境に関心を持った原告の企業活動や、独自性のある原告商品は、原告表示とともに、新聞、雑誌などで多数取り上げられ、その記事が掲載されているだけでなく、ニュース番組を中心にテレビにおいても放送されている。原告に関

する報道は、昭和〇〇年以降現在に至るまで、その一例を挙げても、別紙一覧表記載のとおりである(甲 6 3 ないし 7 2)。また、原告表示は、文房具、筆記具の販売会社の営業表示及び商品表示として、全国において一般需要者の認知度も極めて高い(甲 7 3 ないし 8 2)。

#### 4 被告の行為

被告は、別紙被告商品等表示目録記載の表示(以下「被告表示」という。)を、看板又は店舗外壁の表示、商品案内のパンフレットなどの広告物に付して使用しているほか、平成〇〇年〇〇月以降現在に至るまで、被告表示を、被告が販売する手帳、ノート(以下「被告商品」という。)に付して使用して、これらの商品を販売している(甲 1 3 ないし 2 2)。

#### 5 原告表示と被告表示の同一性

原告表示と被告表示は、外観、称呼、観念において全く同一である。

#### 6 混同行為

原告の販売する主力商品は、手帳、ノートなどの文房具、筆記用具であり、被告の販売する事務用品と同種の商品であり、また、原告商品も被告商品も手帳、ノートと同一のものであり、需要者は共通することからすれば、需要者において、原告と被告が同一の営業主体であるか、又は、原告商品と被告商品とが同一の出所を有するものと誤信するから、被告の営業又は商品が、それぞれ原告の営業又は商品と混同を生ずるおそれがある。

#### 7 営業上の利益の侵害

原告は、被告による被告表示の使用又は被告商品の販売により、営業上の利益を侵害されており、今後も侵害されるおそれ大きい。

#### 8 故意又は過失

被告は、遅くとも、被告表示を付した手帳、ノートの販売を開始する前の平成〇〇年〇〇月には、原告が原告表示を使用していることを知っていた(甲 8 3)。したがって、被告には、故意又は過失がある(甲 8 4)。

## 9 原告の損害

### (1) 損害の発生

原告は，昭和〇〇年〇〇月〇〇日以降現在まで，原告表示を付した原告商品を販売している(甲85)。

### (2) 損害額(不正競争防止法5条2項)

被告は，平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間に，被告表示を付した被告商品を少なくとも合計10万冊販売した(甲86)。

その1冊当たりの被告の利益額は平均して100円である。

したがって，被告は，その販売により合計1000万円の利益を得たところ，被告がその販売により得た利益額1000万円は，不正競争防止法5条2項により原告の損害額と推定される。

### (3) 弁護士費用

原告は，本訴の遂行を原告訴訟代理人弁護士に委任した。このうち，被告による不法行為と相当因果関係のある弁護士費用額は100万円である。

### (4) したがって，被告は，原告に対し，不法行為に基づき，1100万円の損害賠償義務を負う。

## 10 結論

よって，原告は，被告に対し，不正競争防止法2条1項1号，3条1項及び2項に基づき，請求の趣旨第1項ないし第4項記載の被告表示の使用の差止め，被告表示を付した被告商品の販売の差止め並びに広告物からの被告表示の抹消及び被告表示を付した被告商品の廃棄を求めるとともに，不正競争防止法4条，5条2項に基づき，平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの損害賠償として1100万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証 拠 方 法

証拠説明書(1)記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し	正本各1通 副本各1通
3	資格証明書	2通
4	委任状	1通
5	訴額計算書	1通

(別紙)

原告商品等表示目録

東京地裁知の財産権部

(別紙)

被告商品等表示目録

東京地裁知的財産権部